

守り育てよう みんなの文化財



京都府教育委員会

はじめに

京都府教育委員会は、京都府文化財保護条例（昭和56年京都府条例第27号）に基づき、平成12年3月7日付けで14件の文化財を指定・登録するとともに、文化財をその環境と併せて保存するために文化財環境保全地区1件を決定しました。その内訳は、建造物3件（指定2件・登録1件）、美術工芸品7件（指定）、有形民俗文化財2件（登録）、無形民俗文化財1件（登録）、史跡名勝天然記念物1件（指定）、文化財環境保全地区1件となっています。

この冊子では、今回指定等を行った15件の文化財を写真で紹介しているほか、京都府がこれらの指定文化財等の保護のため行っている事業についても、その一部を紹介しています。

これまで刊行しました17冊とあわせて、郷土の歴史や文化を考え、理解を深めるために御活用いただければ幸いです。

表紙写真の説明

みかみていえん
三上家庭園

（名勝・指定） 宮 津 市

名勝庭園を持つ三上家住宅は、北近畿タンゴ鉄道宮津駅の北西方約900メートルの市街地に位置しています。庭座敷を含む主屋をはじめ6棟の建造物は平成元年に京都府の有形文化財として指定されており、今回新たに庭園を名勝として指定しました。

江戸時代において宮津城下有数の商家であった三上家は、酒造業・廻船業・糸問屋などを営む一方、宮津藩財政や城下の町政にも深く関わっていました。天明3年（1783）の火災により、三上家の家屋はいったん焼失しますが、同年12月には再建がほぼ完了しました。以後順次隣地を買上げて主屋の増築や蔵の建設を重ね、天保年間までに現存する建物全容が成立します。

庭園は敷地南隅に位置し、天保8年（1837）に増築された庭座敷からの座視鑑賞を主とした配置に築かれています。南東から北西への長さ約25メートル、北東から南西への奥行き約10メートルの広さの池庭で、背景は高塚により限られています。北西端から暗渠により水を引き込む池は庭座敷棟の縁先をめぐるかたちで鍵の手に屈曲し、庭座敷棟南東に廊下を介して並ぶ湯殿棟の縁下まで広がります。中核をなす低めの築山には、表面の起伏に富むひととき丈高い尖頭の一石を豪快に据え、その周囲には頂部に平面を持つ安定感ある多数の景石を配し、重畳とした築山の石組景観を形作っています。築山裾正面は出島状に突出して池の形に変化を加え、対岸の座敷南側縁先に向けて反りのある切石橋が掛けられています。座敷から池を隔て正面に築山を配する全体構成は伝統的な日本庭園の様式に則していますが、池と築山を設けるにはやや狭隘といえる約200平方メートルの敷地に、置き方によると窮屈にも見える大きめの石橋や岩島、縁先護岸石を大胆に配し、浸食・亀裂が目立つ海浜性の景石を取って用いるなどの創意ある築庭の手法には、銘木を組んだ床・違棚や波間に躍る鯉の彫刻を施した欄間など座敷の造作に凝らされた趣向と呼応する作庭者の強い個性が感じられます。

江戸時代中末期には、一般の庭においては植栽が主体となり、石組の迫力が低下し、定型化が進む傾向にありますが、本庭園は市中の限られた敷地の中に池と築山とを造り、特徴ある形態の景石を据え、座敷からの鑑賞を強く意識して築かれた商家の庭園として価値が高いものです。

おしらせ

平成9年3月14日付けで京都府指定有形文化財に指定された木造阿弥陀如来及両脇侍坐像3軀（京北町常照皇寺）及び昭和58年4月15日付けで京都府登録有形文化財に登録された木造釈迦如来及両脇侍坐像3軀（綾部市安国寺）は、平成12年6月30日付けで重要文化財に指定されましたので、同日付けで府指定・登録は解除になりました。

前者は、中尊の像高が50.8cmと小振ですが平安時代後期の優美で上品な作であるとともに、定印を結ぶ阿弥陀と来迎の動勢をあらわす観音・勢至の組み合わせはこの時代としては類例のないもので、先駆的な像として注目されます。

後者は、丹波安国寺の本尊で、近年の調査で暦応4年（1341）に円派仏師である豪円によって制作されたことが知られ、諸国安国寺設置期に造像された本尊の希少な遺品であり、時の権力者の帰依をうけたにふさわしい大作として貴重です。

—第18回京都府指定・登録文化財等の紹介—

＝建造物＝

れいうんいん ほんどう くらり こしよいん おもてもん
 霊雲院 本堂 庫裏 小書院 表門

霊雲院は、臨済宗妙心寺の山内塔頭寺院で妙心寺四派のひとつ霊雲派の本庵です。当院は、永正6年（1509）に大休宗休が時の寺奉行薬師寺備後守の夫人清範尼の外護を得て、師の特芳禅傑を開祖に迎えて創立しました。

境内は、周囲を築地塀で囲み、東側の築地のほぼ中央を開いて表門を構え、正面左手に本堂が南面し、その北側には庫裏が東面し、庫裏の西側には小書院が建ちます。さらに小書院の西には廊下を隔てて御幸の間と称する書院（重要文化財、室町後期）が建ちます。

本堂は元禄6年（1693）に上棟したもので、六間取方丈形式、入母屋造、銅板葺の建物です。中央奥を背面に突出させ仏間とし、開祖頂像を安置します。当堂は建立当初から改造がほとんど見られず、時代の特徴を表す方丈建築です。

庫裏は桁行南面14.0m、北面12.7m、梁行12.0m、切妻造、棧瓦葺の建物です。様式的に17世紀後期の建物と考えられます。

小書院は様式的に17世紀後期の建立と考えられ、八畳の一の間、四畳の次の間の二室からなります。庫裏の背面に突出した平面をもつ妙心寺型書院の初期形態を示すものとして重要です。

表門は本瓦葺の一間薬医門で様式から17世紀後期のものと考えられます。

当院は、山内塔頭寺院の形態をよく残すものとして貴重であり、保存状態もよく、江戸時代中期における建築様式が一覧できる建造物群として価値が高いものです。

よしみねでら ほんどう やくしどう あみだどう きょうどう かいざん
 善峯寺 本堂 薬師堂 阿弥陀堂 経堂 開山
 堂 護摩堂 鐘楼 山門 鎮守堂（十三仏堂）
 弁財天堂 護法堂 毘沙門堂 宝篋印塔

善峯寺は、京都市の南西部、大阪府境の山腹部に位置する天台系寺院で、西国三十三ヶ所観音霊場の第二十番札所として知られます。当寺は源算によって長元2年（1029）に創建され、中世には隆盛を極めましたが、応仁の乱により伽藍は荒廃しました。江戸時代に入り徳川綱吉の生母桂昌院が、当寺に深く帰依し、元禄年間（1688～1704）を中心に諸堂を再興しました。

境内には元和7年（1621）建立の重要文化財の多宝塔をはじめ多数の堂塔が建ち並び、また国の天



指定 霊雲院本堂

（京都市右京区）



指定 霊雲院小書院

（京都市右京区）



指定 善峯寺本堂

（京都市西京区）



指定 善峯寺阿弥陀堂

（京都市西京区）

然記念物の遊龍松が残ります。

本堂は元禄5年(1692)に建立された桁行5間、梁行4間、入母屋造、本瓦葺の建物で、1間の向拝をつけます。外陣を吹放しとするなど、近世観音霊場寺院の本堂形態をよく示します。

薬師堂は元禄14年(1701)に建立された建物で、桁行3間、梁行3間、入母屋造、本瓦葺です。

阿弥陀堂は、寛文13年(1673)に建立された桁行3間、梁行3間、寄棟造、本瓦葺の建物です。

経堂は宝永2年(1705)に建立された六角円堂、一重もこし付、本瓦葺で、建物内部に一切経を収める輪蔵を設けます。

開山堂は貞享2年(1685)に建立された桁行3間、梁行2間、宝形造、本瓦葺の建物で、源算上人の最晩年時の像を祀ります。

護摩堂は元禄5年(1692)に建立された方3間、宝形造、棧瓦葺の建物で、内部に本尊不動明王と五大明王を祀ります。

鐘楼は、桁行1間、梁行1間、切妻造、本瓦葺の建物で、貞享3年(1686)の建立です。

山門は正徳6年(1716)の建立された3間1戸、入母屋造、本瓦葺の建物で、下層の両脇間には金剛力士像が安置されます。

鎮守堂は経堂裏にあり、十三仏堂と弁財天堂、護法堂と毘沙門堂が覆屋に収められ、それぞれ元禄5年(1692)に建立されました。

宝篋印塔は様式上、鎌倉時代と考えられます。以上のように、当寺は広大な伽藍の中に数多くの建物が配されており、近世天台系寺院の諸施設の発展形式がわかる貴重な遺構であるとともに、本堂、薬師堂、経堂、護摩堂、鐘楼、鎮守堂が桂昌院の寄進によって建立されたもので、元禄期における建築様式を知る上でも価値が高いものです。

こうぼうじほんどう 興法寺本堂

興法寺は弥栄町の南端にある小原山の山頂付近に所在する、真言宗の寺院で小原山興法寺と号し、本尊聖観音菩薩を祀ります。境内は本堂の他、庫裏と鐘楼が建ちます。

寺は和銅元年(708)に遍然上人によって開創されたと伝えられます。現在の本堂は天保元年(1830)の火災後に再建されたもので、桁行4間、梁行3間、向拝1間、妻入の平面で、瓦棒鉄板葺の建物です。内部を桁行中央通りで内外陣に二分し、それらの空間構成に変化をつけるなど、密教本堂の伝統を受け継ぎます。また多数の棟札や祈禱札が発見されており、寺や建物の歴史を知る上でも貴重なものです。



指定 善峯寺経堂

(京都市西京区)



指定 善峯寺山門

(京都市西京区)



登録 興法寺本堂

(弥栄町)



登録 興法寺本堂 (内部)

(弥栄町)

＝美術工芸品＝

しほんちやくしよくにちぞうぞう

紙本著色日像像

1 幅

日像(1269～1342)は、僧綱襟を立てた法衣の上に袈裟をまとい、左手に法華経を開く説法像に描かれます。画面右上には、蓮華上に「南無妙法蓮華経」と首題を墨書し、左下及び右下に大覚妙実(だいかくみょうじつ)(1297～1364)による開眼銘等の墨書があります。容貌の輪郭線は比較的細線を用いて似絵風に筆を重ねるように描かれ、細筆で丁寧に毛描きされる眉、朱を目尻に添えられる眼などにみるように、顔の表現には細心の注意が払われています。

墨書により、日像の跡を襲い妙顕寺2世となった大覚が開眼し阿闍梨定敏に与えた像と知られ、日像没年が記されることから遺像と判断されます。本像は、京都における日蓮宗最初の弘通者である日像像の最古例に属し、類例少ない日蓮宗高僧肖像画として貴重です。

縦55.2cm、横32.2cm



指定 紙本著色日像像(妙顕寺 京都市上京区)

けんぼんちやくしよくえまんだら

絹本著色絵曼荼羅

1 幅

本図は、日蓮宗で所用される本尊曼荼羅(ほんぞんまんだら)を絵画化した絵曼荼羅の一例で、金泥書により延文2年(1357)6月1日に妙顕寺寺主の大覚妙実(だいかくみょうじつ)が貞妙に授与したものであることがわかります。

画面中央やや上方に、金泥で大書される題目を中心に諸尊が左右対称に整然と配されます。その配置は、一般の墨書曼荼羅が釈迦・多宝を最上部として階層的に配することに対し、最大に描かれる両如来を中央にすえ、その四方に四菩薩を配するなど視覚的な効果を高める工夫がみられます。

絵曼荼羅は、日蓮没後から近世にかけて京都を中心として制作例がみられますが、遺例は極めて少なく、全体を絵画化した先行例は静岡・妙法華寺本(鎌倉時代・重文)が知られるにすぎません。本曼荼羅は、日像を継承し日蓮宗の発展に貢献した大覚の制作になる、類例の少ない絵曼荼羅の古例として珍重されます。

縦97.4cm、横51.9cm



指定 絹本著色絵曼荼羅

(法華寺 京都市上京区)

もくぞうにちれんざぞう

木造日蓮坐像

1 軀

妙覚寺は妙顕寺・立本寺とともに日像を開山と仰ぐ草創期の京都日蓮宗八本山のひとつで、本像は同寺祖師堂に安置され、寺伝では妙顕寺から移安されたものといえます。

ヒノキ材、寄木造、表面彩色仕上、玉眼嵌入。法衣の上に袈裟、横被を着し、左手に経巻、右手に払を持つ説法像に表されます。像内に「法印院興作」の墨書があり、作者を明らかにします。

日蓮の肖像彫刻は、正応元年（1288）作とみられる東京・本門寺像（重文）を最古の遺品とし、以後数多く制作されますが、鎌倉時代に遡る遺品は乏しく、特に等身大像は本門寺像と本像のみです。本像は、鎌倉時代末期に活躍した院派の代表的な仏師院興の制作になる、後世定型化・理想化する日蓮像の先駆的な遺品として注目されます。

像高82.5cm



指定 木造日蓮坐像

（妙覚寺 京都市上京区）

かたやまけでんらいのうめん

片山家伝来能面

141面

片山家は、江戸時代中期から能役者として一家をなし、京都における観世流能楽の中心に位置しました。

今回指定した能面は、同家に伝来した能面のうち、おおむね室町時代（15世紀）から江戸時代前

期（17世紀）までの制作と考えられる141面です。これらは、各種の演能に対応すべく種類が豊富であるとともに、能面作りの名工の作品も数多く、能面の歴史を考えるうえで重要です。

左の写真は、弘治3年（1557）11月13日、大幸坊幸賢作の墨書銘を有する飛出面で、その造形は形式にはまらぬ自由さを体しています。



指定 片山家伝来能面（財）片山家能楽保存財団（京都市東山区）

りっかずかん
立花図巻

1 巻

17世紀前半に活躍した2代池坊専好(～1658)は、後水尾天皇の格別の愛顧を得て、立花の新様式を大成し、近世立花を確立したことで知られます。

この立花図巻は、2代専好時代の立花の写生図の写本のひとつで、全33瓶を描き、各図のはじめに日付けと場所を示す墨書を加えています。

奥書から本図巻が池坊中将公(専好)家に伝わった立花図の写しであって、もと百瓶図であったこと、寛文10年(1670)に牧文四郎なる人物から某氏に相伝されたものであることがわかります。

本図巻は、制作年次が明確で、比較的早い時期の写本といえ、これまでの池坊専好立花図とは別系統の一本の可能性もあって、立花研究の貴重な史料になるものです。縦29.7cm、全長667.8cm。

だいはんにゃきょう

大般若経

588帖

相楽郡笠置町字飛鳥路に所在する東明寺に伝来した大般若経で、平安時代後期の写経を中心とし、奈良時代から室町時代にかけての十種以上の經典で構成される混合経です。

本経群の伝来が明らかになるのは天福2年(1234)円成寺鎮守(現奈良市)に新たに施入されてからのことで、のち信楽庄平楽寺を経て、天文18年(1549)には飛鳥路に移ったことが知られます

本経は数少ない平安時代中期以前の古写経を比較的多く含み、鎌倉時代以降の伝来も明らかでかつ興福寺系の訓点資料を伝え、さらには奈良時代の地方写経や東大寺系の訓点資料など珍しい写経を含んでいて、写経文化史上ならびに国語学上に高い価値をもっています。

みさかじんじやふんぼぐんしゅうつどひん

三坂神社墳墓群出土品

一括

三坂神社墳墓群は、中郡盆地の南端、竹野川右岸の低丘陵尾根上に位置します。平成4年に行われた発掘調査の結果、階段状に立地する6基の墳墓と合計39基の埋葬施設が確認され、玉類、鉄製品及び土器が出土しました。

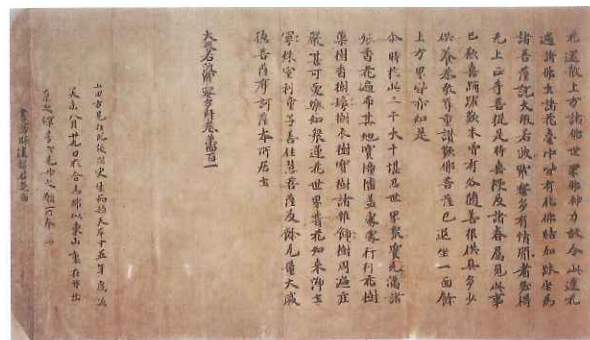
玉類は、ガラス勾玉、管玉、小玉、水晶玉及び碧玉管玉で、約3000点と多量に出土しました。鉄製品は、素環頭鉄刀1口、鎌8本、刀子2本及びやりがんな5本などで、特に鉄刀は、北九州地域を除いて弥生時代墳墓からの最古の出土例として注目されます。63点を数える土器は、その大半が埋葬時に墓壙内に破碎されて供献されたものです。

北近畿地域の弥生時代後期の墓制からの初期の出土例として、その成立を考えるうえで重要です。



登録 立花図巻

(如意寺 日吉町)



指定 大般若経

(飛鳥路区 笠置町)



指定 三坂神社墳墓群出土品

(大宮町)

＝有形民俗文化財＝

おかげ踊^{おどりずえま}図絵馬

この絵馬は、慶応3年（1867）のおかげ踊を記念し、其鳳^{きほう}に描かせ、里村子供中が、翌年の慶応4年（1868）に氏神春日若宮社へ奉納したものです。

画面は、左辺上端に神社を描き、御幣を先頭に「天照皇太神宮」と縫い取りし、頂上に作り物を飾った大幟^{のぼり}、太鼓持ちに太鼓打ち、三味線、鼓、

笛、二丁鉦^{かね}、風流の傘、御幣を持った大勢の子どもたちと続く様子を克明に描いています。太鼓、三味線、鼓、笛、二丁鉦といった囃子方^{はやしかた}の楽器はいずれも二つずつの構成で、行列の前方に位置しています。府内の他の絵馬のように実際に踊っている光景を描くものではありませんが、楽器を伴う行列の内容から神社に練り込むおかげ踊の一团であったと考えられます。 縦98.2cm、横132.5cm。



登録 おかげ踊図絵馬

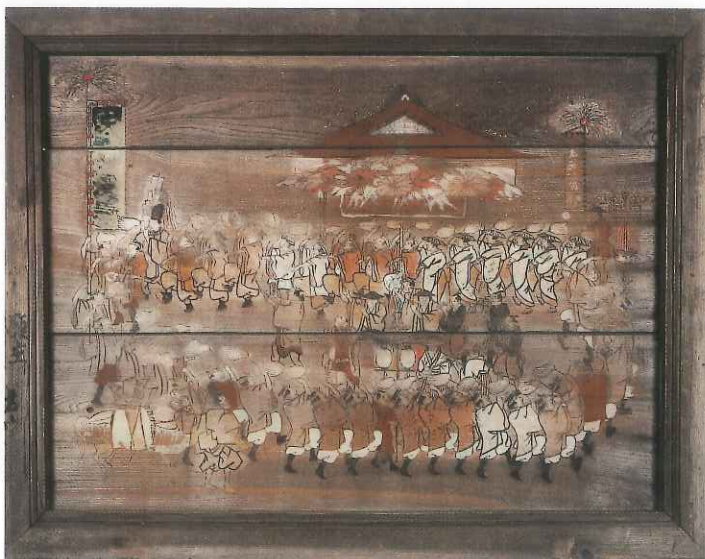
（春日若宮社 加茂町）

おかげ踊^{おどりずえま}図絵馬

この絵馬は、慶応3年（1867）のおかげ踊を記念し、徳兵衛^{とくべゑ}など若船^{わかふね}の若中十名が翌明治元年（1868）に氏神白山神社へ奉納したものです。

画面は、中央に大きな傘鉦^{かさかね}を立て、下には太鼓、三味線、鼓、笛、二丁鉦、拍子木などといった囃

子方と音頭取りが並びます。その周囲には紙垂^{しで}を持った男女の踊子大勢が左回りに踊る様子を描いています。踊子の列には先端を作り物で飾った「太神宮」の大幟二本、米俵の風流も見られます。また背に大きな御幣を乗せた神馬も登場し、この踊が村をあげての大がかりな催しであったことがわかります。 縦84.5cm、横109.0cm。



登録 おかげ踊図絵馬

（白山神社 加茂町）

=無形民俗文化財=

ほたいのさんばそう
布袋野の三番叟

熊野郡久美浜町字布袋野にある河上三神社で、毎年4月第2日曜日の祭礼に三番叟専用の舞台（舞堂）で行われます。三番叟は立役（稲荷1、翁1、白色尉1、黒色尉1）と囃子方（締太鼓3、鼓2、三味線3、歌うたい1、笛5、拍子木1）で構成され、いずれも青年の役です。笛は道中は囃しますが、舞台には上がりません。囃子方は中座とも呼ばれています。

演目は翁の舞、喜びの舞、鈴の舞の3番あります。翁の舞は翁が扇を広げ優雅に舞います。白色尉と黒色尉による喜びの舞は、三月の景色を表し、田を耕し初をまき、秋の豊作を祈る舞といえます。鈴の舞は白色尉と黒色尉が面をつけ、秋の収穫を喜び、鈴を振りながら大きな所作で力強く舞います。三番叟は丹後に集中的に分布する芸能ですが、布袋野では千歳に相当する稲荷という役があること、立役が入退場に際し礼式を行うこと、翁が女装することなどに他の三番叟とは違う特徴があります。



登録 布袋野の三番叟

（久美浜町）



登録 布袋野の三番叟

（久美浜町）

=文化財環境保全地区=

のうまんじんじゃぶんかざいかんきょうほぜんちく
能満神社文化財環境保全地区

能満神社は船井郡丹波町字上野に所在する旧村社で、事代主命、武甕槌命を祀ります。現在の本殿は明和4年（1767）に竣工したもので、二間社流造、檜皮葺の建物です。周囲を龍、虎、麒麟、花木等の彫刻を配するなど装飾豊かな建物で、昭和58年4月15日に京都府登録有形文化財に登録されました。

境内は西向きに開き、本殿、拝殿などの主要建物が建つ西側の前段部と、その奥、東側に続く境内樹林によって構成されます。

鳥居までの参道にはスギやヒノキを植え並木風にみせ、本殿まわりはヒノキやカエデが生育します。境内樹林はスギやヒノキなどで構成されます。

このように能満神社は、境内地の諸要素が複合して優れた神社環境を保っており、本殿の保存を図る上で欠かせないものとなっており、文化財環境保全地区に決定することで文化財の周辺環境についても保全を図っていきます。



決定 能満神社環境保全地区

（丹波町）



決定 能満神社環境保全地区

（丹波町）

＝京都府指定登録文化財等の保存修理事業＝

京都府教育委員会では、文化財の保護を図るために京都府文化財保護条例（昭和56年府条例第27号）に基づいて京都府の指定登録などの文化財について、所有者が行う修理・保存事業に必要な経費の一部を補助し、必要に応じて保護活用等についての指導を行っています。

ここでは、平成11年度に行った京都府指定・登録文化財等の保存事業の概要を紹介します。

区 分	件数	事業費(千円)	補助額(千円)
①建造物保存修理事業	11	349,187	43,597
②建造物防災施設設置事業	4	6,921	3,400
③美術工芸品保存修理事業	4	20,376	10,187
④美術工芸品防災施設設置事業	1	2,348	1,174
⑤記念物保存修理事業	1	804	402
⑥防災対策(地震対策)事業	1	25,790	9,000
⑦災害復旧事業	5	10,438	4,240
合 計	27	415,864	72,000

＝各補助事業の概要＝

建造物保存修理事業

建造物、特に木造建造物を文化財としての価値を失うこと無く保存していくには、日常管理のほか一定の周期で修理を行う必要があります。

小林家住宅は、寛文5年（1665）に建てられた南山城地方で最も古い主屋を中心に、長屋門、土蔵などが残る当地方を代表する民家です。平成7年から長屋門ほかの保存修理が始まり、5年の歳月をかけてようやく完成しました。修理する前はかなり傷んでいて規模も縮小されていましたが、修理によって失われていた部屋を復原整備して昔の姿をとりもどしました。今後は地域文化活動の拠点としての活用も計られていく予定です。



小林家住宅建造物保存修理事業

建造物防災施設設置事業

木で造られたものが多い文化財を火災から守るためには、早期発見や初期消火などの対応が欠かせず、そのための防災設備の設置が必要です。

一宮神社は、木立の中の広い境内に、江戸時代に建てられた多くの社殿が配置されています。万一の出火の際に速やかに火災を発見できるように、各建物に自動火災報知設備を設置しました。



愚中周及関係遺品美術工芸品保存修理事業

美術工芸品保存修理事業

美術工芸品は、紙、絹、漆、木などの脆弱な材

質で作られているものが多く、それぞれの材質に応じた保存修理を一定の年月ごとに行なうことが重要です。天寧寺の愚中周及関係遺品は、同寺の開山である南北朝時代の禅僧愚中周及が使用した法衣・法具類です。法衣類は絹糸の劣化が進み、一部破損箇所がみられましたので、破損個所に繕い及び補強を施し、保存箱を作成する保存修理事業を実施しました。

また、成相寺^{なりあいし}の法華經7卷は平登子^{たいらのとうこ}（足利尊氏室）の33回忌供養のために明德5年(1394)に書写されたもので、虫損部の繕いを中心に本紙修理を施すとともに、保存箱を制作しました。

美術工芸品防災施設設置事業

建造物同様に、美術工芸品においても防災・防犯対策は重要で、自動火災報知設備、消火設備及び防犯設備の設置あるいは収蔵庫の建設などの事業を実施しています。

八幡市本妙寺^{ほんみょうじ}では、府指定の雲版^{うばん}1面を所蔵していますが、この度自動火災報知設備、防犯ベルの設置等の事業を実施しました。

史跡名勝天然記念物保存修理事業

史跡・名勝・天然記念物の保存事業には、遺跡等の環境整備、名勝庭園の池護岸修理、天然記念物の保護増殖など、個々の文化財に対応した多様な内容が含まれています。

史跡萬福寺境内（宇治市）では、夏の大雨で倒壊した隠元藪を取り囲む土塀を、倒壊前の土塀と同様の仕様で修理し、復元しました。

文化財等防災対策事業

大震災の際の教訓を今後に生かして、地震に耐えるよう、防災施設や基礎を強化することは、地震から文化財を守るために重要な事業です。

百万遍の名で知られる知恩寺の勢至堂^{せいしどう}（左京区）では、解体移築修理に伴い伝統的な構造形式の保存修理を行うとともに、耐震的強化を施すことで調和した防災対策を計りました。

災害復旧事業

観音寺文化財環境保全地区（福知山市）は、小高い山を背後にした山裾にあり、種々の植生の樹木が境内環境を整えています。大雨により崩れた急傾斜地を、景観に配慮した工法で復旧しました。



法華經7卷美術工芸品保存修理事業



萬福寺記念物保存修理事業



知恩寺勢至堂文化財等防災対策事業



観音寺文化財環境保全地区災害復旧事業

民俗芸能は人々が暮らしの中で育み、受け継いできた無形の文化財です。それは人から人へ直接伝えられるものであり、人を媒体としてはじめて現れ、現れると同時に消えるという本質を持っています。これは、無形の文化財のもついわば宿命であり、物として存在する有形の文化財と本質的に異なるところです。したがって、民俗芸能は、伝承する人々の積極的な意欲がなければ保存することができません。

民俗芸能は、高度成長期以降、担い手の中心であった若者が都市へ流出すると、伝承母体であった地域共同体が大きく様変わりし、その継続が困難となり、廃絶するものも出てきました。ところが近年は、子どもから高齢者まで一緒になって取り組める民俗芸能は、地域のもつ教育的側面が評価され、心の教育にも有効であり、また豊かな地域社会の形成といった観点から見直されるようになりました。

今回は、子どもたちも多数参加する六斎念仏について概観します。

京都の夏を代表するまつりといえば、7月に約

1ヶ月間かけて行われる祇園祭、8月16日の五山送り火が有名ですが、これらとともに六斎念仏をあげることができます。六斎念仏は全国的に広く分布していますが、中でも京都市内には集中しています。

仏典に説く六斎日は、毎月8、14、15、23、29、30日の6日間ですが、この日は悪鬼が出て人命を奪う不吉の日なので、謹んで仏の功德を修し、鬼神に回向して悪行から遠く離れ、善心を発起せしめる日であるとされていました。六斎念仏は平安時代に空也上人が始めた踊躍念仏に始まるといわれますが、その六斎が盂蘭盆に結び付き盆行事として定着し、すでに江戸時代初期には、京都近郊の六斎念仏講中の人々がお盆に決まった場所を巡って六斎念仏を演じるという習慣ができていました。六斎念仏は、単に六斎とも呼ばれています。

京都は六斎念仏の中心で、近世を通じて村々に広く行われました。京都近郊の六斎は、左京区田中の光福寺（干葉寺）を総本山としたものと中京区堀川蛸薬師の光勝寺（今の空也堂極楽院）の2カ所から免許を受けて活動したものがあります。



北区・西方寺六斎念仏



上京区・千本六斎念仏（願人坊）



右京区・嵯峨野六斎念仏（越後獅子）



下京区・中堂寺六斎念仏（四ツ太鼓）

空也堂が鑑札を与える形で六斎の統括を始めたのは幕末以後のことです。

府内の分布状況を見ますと、京都市内の10数か所をはじめ、乙訓、山城、南丹で伝承されています。京都市内では、北区西方寺、小山郷、上京区千本、中京区壬生、下京区中堂寺、右京区嵯峨野、梅津、水尾、^{こおり}郡、西院、西京区桂、東山区六波羅蜜寺、南区吉祥院、久世、上鳥羽の15のものが、「京都の六斎念仏」という名称で国の重要無形民俗文化財に指定されています。

どの寺から免許を受けたかという所属に対して、六斎念仏自体が念仏中心か芸能中心かという芸態によって分類することもできます。北区西賀茂西方寺、右京区水尾、西京極郡、南区上鳥羽は念仏を中心としたいわゆる念仏六斎ですが、もう1つはいろいろな芸能をとりこんで成立した芸能六斎と呼ばれるものです。このように、京都の六斎念仏は、念仏六斎と芸能六斎の2つに分類することができます。

芸能六斎は近世になって、伊勢大神楽の獅子舞、壬生や嵯峨で行われている大念仏狂言、歌舞伎舞踊や京舞など各種の芸能を貪欲に取り込み、芸能色豊かな内容に発展してきました。いずれも最初に発願、最後は結願という念仏曲で終わりますが、最初と最後には念仏曲を行うという六斎の枠組みは残しつつ、発願と結願の間に、「四ツ太鼓」、「祇園囃子」、「猿回し」、「獅子と土蜘蛛」などの演目を行います。胴に取手のついた小型の鉦打太鼓（六斎太鼓）の両面を、手首を回しながら軽快に打ち分けるところは共通していますが、曲目の順序やその有無、芸態などは保存会ごとに若干の違いがあります。かつては清水寺の星下り（8月17日）、東寺お涼み（8月24日）などで各六斎が競演し、それぞれが他よりも高度に、見栄えよくと競いあって今日の姿となりました。こうした芸能六斎は京都市内にのみ見られる伝承です。

上演は8月9日壬生六斎が壬生寺で行うのを始

めに、9月第1日曜日に嵯峨野六斎が松尾大社で行うのが最後で、この間に各保存会が日時、場所を決めて公開を行っています。

次に京都市外の六斎について見てみましょう。

大山崎町円明寺の六斎念仏は、山寺尼講の人々により行われています。これは鉦打ち10人（うち導師1人）で構成され、始めの念仏、賛、飛観音、終わりの念仏などの曲があります。

木津町木津の西教寺六斎念仏は、鉦5人、太鼓6人で構成され、発願、只五つ（前文）、ばんどう（五輪）、高野参り、回向といった曲があります。加茂町例幣の仏生寺六斎念仏は、六斎と本念仏の2曲を伝承しています。六斎は鉦・太鼓各8人で行いますが、本念仏は鉦だけで行います。

園部町横田の六斎念仏は、太鼓6人、大鉦1人、小鉦1人で構成され、太鼓のうち1人は小ばち、5人は大ばちで、小ばちは親とも呼ばれ全体をリードします。現在は花振とみからという2曲を行っています。八木町美里の西光寺六斎念仏は3人の鉦方を導師に、15人ほどの太鼓で構成されます。六鼓と花振の2曲あり、全員揃って打ったり、1人ずつ受け渡して打ったりします。横田と美里の六斎念仏は、花振という曲目や太鼓を打つばちの形も同じで、かつては太鼓などの道具を貸し借りしていたともいわれています。ばちにつけた房を回転させながら打つといった芸態もよく似ています。

以上のような京都市以外の六斎念仏は、いずれも念仏六斎に分類されるもので、鉦方と太鼓方に分かれ、念仏を唱えて太鼓の打ち方に変化を見せています。太鼓曲には導師や親などと呼ぶリーダー役があり、その人の先導で曲が進行するという共通点があります。

芸能六斎が「見ておもしろい、やってみて楽しい芸能」ということで後継者を育てているのに対し、信仰をもとに伝えられた念仏六斎は、今日では衰退を免れない状況にあります。



木津町・西教寺六斎念仏



園部町・横田六斎念仏

(平成12年7月1日現在)

[illegible]

(備考)

2. 美術工芸品の重要文化財件数は、国宝を含まない。また、美術工芸品の府内に存在する国有のものは、指定件数から除いた。建造物には、国宝と重要文化財の両者で1件とするものがある。従って、重要文化財の数には、国宝を含めた。

京都府指定・登録等文化財市町村別件数一覧

(平成12年7月18日現在)

種別	有形文化財																無形文化財	民俗文化財				史跡	名勝	天然記念物	指定 小 定 登 録計	文化財 全地 境 区	選定 保存 技術	合					
	建 造 物	美術工芸品										有 形	無 形																				
		絵画		彫刻		工芸品		書典 籍		古文書				考資 料		資歴 料		小計															
市町村	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	決定	選定	計								
京都市	31	6	13		12		10				8		3		6		52		登録	6						102							
向日市	2	1																	1		1				5								
長岡京市		1	2		4					1		1					8				1				10								
大山崎町		1						1									1					1	1		2								
宇治市	7	3			2		1			2		1				6	1				1	2	1	8	4	23							
城陽市		4			1										1	1	1		2				1	1	8	4	13						
八幡市	2	2			1		2			1						4				1	1	1		9	2	2	13						
京田辺市	1	5			2	1					1	1				3	2						4	7	6	17							
久御山町		1										1					1							3		3							
井手町	1	1				1					1					1	1						3	2	2	7							
宇治田原町		2																	1					3	2	5							
山城町	2	3		1													1						2	5	3	10							
木津町		3			1	1										1	1			1	1	1		3	5	2	10						
加茂町		1	1		3	2	2	1								6	3		3	3	1			8	10	3	21						
笠置町		2						1		1						2								2	3	1	6						
和束町		1	2													2			2		1			3	4	1	8						
精華町		1				1										1								2	1	1	4						
南山城村		1										1					1			1				1	2	1	4						
京北町	1				1								1			2				1	1	2		7	1	1	9						
美山町	1	1	1								1					1				8				2	9	2	13						
亀岡市	1	6	1		1		2	2			1				1	6	2		1	2	2		3		12	11	6	29					
園部町	2	2				1	1			1			1			3	1				1			1	7	3	1	11					
八木町	1	2																	1		1			3	2	2	7						
丹波町		1	2		2	1		1			1		1			6	2							6	3	1	10						
日吉町		1			1		1		1							1	2			1	1			2	4	1	7						
瑞穂町		2			1											1				1				1	3	1	5						
和知町										1						1			1	1				2	1		3						
綾部市	5	6	1		1	2					1					3	2	1		3		1	1		11	12	4	26					
福知山市	3	2	2		1	2				4						10	1			4	1			14	7	3	24						
舞鶴市	5	2	3			2		1		3	2					9			1	1	11			16	16	3	35						
夜久野町		1																		1	1			1	2		3						
三和町	1	1																1		1				2	2	2	6						
大江町	1		1				2									1	2						1	3	2		5						
宮津市	6	1	3		2		2	1	1		2	1	1		1	12	2			3	2	2	3		24	8	1	33					
加悦町	1		1			1										2				1	3		2		9	1	10						
岩滝町																				1					1		1						
伊根町		1	1																	2	5				3	6	9						
野田川町		1																		1			1	1	2	1	4						
峰山町				1		1							1			1	2			2	1				2	4	6						
大宮町				4									1			1	4			1	1		1		3	5	8						
網野町		1																						1			1						
丹後町		1		2	1											1	2			3					1	6	1	8					
弥栄町		1									1			1		1				3	1				5		6						
久美浜町	2	1	3		1		2				1	1	1		1	9	1			5	1	1			13	7	1	21					
龜城定めず																								5	5		5						
合計	76	73	37	8	36	8	31	9	6	1	28	8	13	1	9	1	160	36	8		2	12	19	64	18	16	14	6	313	191	61	3	568

国指定文化財に指定されたため京都府の指定（登録）が解除（取消し）となった件数、重要文化財及び府指定文化財に指定並びに文化財の焼失により府の登録が取消しとなった件数は含まない。

種別 区分	重要無形文化財								重要民俗文化財			重 要 的 建 群 区 保 存 地 区	選定保存技術			
	保 持 者								有 形	無 形	計		保持者		保持団体	
	芸能				工芸技術											
	各個		総合		各個		総合									
全 国	件	人	件	団体	件	人	件	団体	195	202	397	55	件	人	件	団体
	34	54	11	11	44	55	13	13					42	45	16	18 (16)
京 都 府	4	4	0	0	7	8	0	0	3	7	10	5	14	15	2	2

3. 史跡名勝天然記念物の件数には、それぞれ特別史跡名勝天然記念物を含む。

なお、件数外のものとして、京都府関係には、次のものがある。

(1) 2府県以上にわたるもの (天) 比叡山鳥類繁殖地、(史) 延暦寺境内、(史) 歌姫瓦窯跡、(史) 琵琶湖疎水
(史) 石のカラト古墳

(2) 地域を定めないもの(京都府に生息するもの) (特天) カモシカ、(特天) オオサンショウウオ、
(天) イタセンバラ、(天) アユモドキ、(天) 小国鶏

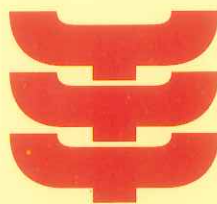
4. 選定保存技術の()内は、実団体数である。

市町村の文化財保護条例による指定文化財件数

(平成12年7月1日現在)

市町村名		有形文化財										無形文化財	民俗文化財		史跡	名勝	天然記念物	文化財 全地区 環境区	選定保存技術 (選定)	合 計	条例制定 年月	備 考
		建造物		美術工芸品									有 形	無 形								
		件 数	棟 (基 数)	絵 画	彫 刻	工 芸 品	書 跡 典 籍	古 文 書	考 古 資 料	歴 史 資 料	計											
京都市	指定登録計	61	163	53	30	13	3	9	3	7	118		1		10	22	18	(8)	0	(227)	56.10	
		21	36	3	6			23		4	36		1	50	12	3	10			(133)		
		82	199	56	36	13	3	32	3	11	154		2	50	22	25	28			360		
向日市				2	8			4	7	1	22			1	1				24	59.9		
長岡京市		3	23	7	5			6	3		21				2		4			30	50.7	
大山崎町		5	5		1						1									6	60.4	
宇治市		3	14	3	33	2	3		3	2	46	1			1		1			52	44.4	
城陽市		4	10		11	1		2	1	1	16		1	1	2					24	61.4	
八幡市				2	3			1	1		7									7	60.4	
京田辺市					2				3		5			4	3					10	50.3	
久御山町				1	5						6						1			7	H5.3	
井手町					1				1		2									2	H7.3	
宇治田原町		9	9		10		2		1		13		1		1	1				25	48.10	
山城町		3	4		1				8	1	10				3	3				19	47.9	H7.4改正
木津町					2					1	3									3	60.10	
加茂町				1	1						2									2	61.1	
笠置町																				0	H7.3	
和束町																				0	H7.3	
精華町					4						4									4	63.12	
南山城村																				0	51.12	
京北町				6	13	7	2	1			29			1	1		2			32	53.10	
美山町					10						10						10	(1)		20 (1)	H元.4	
亀岡市		8	13	4	18	4	1	2	1		30		1	1	2		1			43	43.12	
園部町					5						5									5	44.3	
八木町		5	5		8						8									13	59.3	
丹波町		2	2	1	4	1	1				7			1	2					12	62.3	
日吉町		7	13	1	19	12	2				34		1	2	1					45	51.4	
瑞穂町		1	1		3	2					5				1		1			8	60.3	
和知町				1	3						4			1			2			7	53.12	
綾部市		4	6	5	13	3	4	8			33			2						36	40.4	
福知山市		15	19	14	25	11	4	4	1		59		1	9	2		2			89	38.6	
舞鶴市		7	9	7	19	7		1	2	2	38		6	5	1		7			63	38.10	
夜久野町															3					3	47.8	
三和町		3	3		1			2	1		4		1							8	59.12	
大江町				9	4	2		4			19				4					25	48.3	
宮津市		7	7	9	15	3	1	3	2	1	34		10	4		1	4			60	58.12	
加悦町		5	5	3	9	2		1	1		16			1	2					24	39.7	
岩滝町						1					1			1			1			3	40.7	
伊根町		1	2										4	10						15	60.6	
野田川町		3	3		8	2					10			2	2					17	59.6	
峰山町				7	1	2		1			11			2	2					15	52.3	
大宮町		1	1	6	2	2	2				12			1	3					17	58.3	
網野町		1	1			2	1		1		4				3	2	1			11	46.3	
丹後町				2	2	2			2		8				3		2			13	55.3	
弥栄町					5				1		6		1		1					8	48.3	
久美浜町		7	7		2	1					3				3			(2)		13 (2)	53.3	
郡部指定計		104	162	91	271	74	23	40	41	8	548	1	27	49	49	7	39	(3)		820		
合計	指定登録計	165	322	144	301	87	26	49	44	15	666	1	28	49	59	29	57	(11)	0	(1041)	条例制定市町村 44/44	
		21	36	3	6	0	0	23	0	4	36	0	1	50	12	3	10			(133)		
		186	358	147	307	87	26	72	44	19	702	1	29	99	71	32	67			1185		

※文化財環境保全地区及び選定保存技術は合計欄のみに算入



文化財愛護シンボルマーク

文化財愛護シンボルマークは、文化財愛護活動を全国に押し進めるための旗じるしとして、昭和41年5月に定められたものです。

このシンボルマークは、広げた両方の手のひらのパターンによって、日本建築の重要な要素である斗拱（組みもの）のイメージを表わし、これを三つ重ねることにより、文化財という民族の遺産を過去、現在、未来にわたり永遠に伝承していくという愛護精神を象徴したものです。

文化財保護 No.18 守り育てようみんなの文化財

発行 京都府教育委員会
京都市上京区下立売通新町西入ル
編集 京都府教育庁指導部文化財保護課
TEL (075) 414-5901